

# 法人会の事業に ご参加下さい

(税務研修会・異業種交流会など)

平成24年9月1日 発行

公益社団法人玉川法人会月刊情報誌 **たまでんBOARD** Vol.133  
通巻233号

『たまでん BOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

## 9月の行事予定

|       |                          |       |               |
|-------|--------------------------|-------|---------------|
| 2(日)  | ★和太鼓コンサート (社会貢献委員会・青年部会) | 16:00 | 玉川区民会館ホール     |
| 3(月)  | 委員長・部会長会議                | 18:30 | 玉川ボランティアビューロー |
| 4(火)  | ホームページWG                 | 10:00 | 法人会事務局        |
|       | 研修委員会                    | 18:30 | 玉川ボランティアビューロー |
|       | 第9支部拡大役員会                | 18:30 | 用賀商店街振興組合事務所  |
|       | 全法連総合企画委員会               | 12:30 | 全法連会館         |
|       | 東法連青年部会全体会議              | 16:30 | 新宿ワシントンホテル    |
| 5(水)  | AEDプロジェクトWG              | 10:00 | 法人会事務局        |
|       | 第1支部役員会                  | 18:00 | 井上香料製造所厚生棟2F  |
| 6(木)  | ★決算法人説明会                 | 13:30 | 玉川税務署         |
|       | 税制委員会                    | 18:30 | 法人会事務局        |
|       | ★第6支部税務研修会               | 12:30 | 玉川町会会館        |
| 7(金)  | 女性部役員会・支部長会議             | 11:00 | 玉川区民会館        |
|       | 青年部会全体会議                 | 19:00 | 玉川ボランティアビューロー |
| 10(日) | 第8支部役員会                  | 18:00 | JA鎌田支店        |
|       | 財務委員会                    | 18:30 | 法人会事務局        |
| 12(火) | 第7・8支部合同バス研修会            | 7:45  | キリン御殿場蒸溜所     |
| 13(水) | 正副会長会議                   | 16:30 | 玉川区民会館        |
|       | 第3回理事会                   | 18:00 | 同上            |
| 14(木) | 絵はがきコンクールWG              | 10:00 | 法人会事務局        |
|       | 厚生委員会                    | 18:00 | 玉川ボランティアビューロー |
|       | 東法連女連協役員会                | 11:00 | 全法連会館         |
| 18(火) | 組織委員会                    | 18:30 | 法人会事務局        |
| 20(木) | 研修委員会研修会                 | 18:30 | 東京組シヨールーム     |
|       | たまでんボード原稿締切              |       |               |
| 21(金) | 社会貢献委員会                  | 18:30 | 法人会事務局        |
|       | 東法連正副会長会議                |       |               |
|       | 東法連理事会                   | 14:00 | 全法連会館         |
| 23(日) | ★第8支部砧公園クリーン作戦           | 10:00 |               |
| 25(火) | 源泉部会企業訪問見学会              | 9:00  | 海洋科学技術館       |
|       | 広報委員会                    | 18:30 | 法人会事務局        |
| 27(木) | ★第9・10支部合同税務研修会          | 18:00 | ザフィールド        |

## 10月の行事予定

|       |                             |       |               |
|-------|-----------------------------|-------|---------------|
| 3(水)  | ★決算法人説明会                    | 13:30 | 玉川税務署         |
| 4(木)  | 第6支部役員会                     | 12:00 | 青柚子           |
| 5(金)  | 女性部会バス日帰り研修会                | 8:30  | 日光            |
| 9(火)  | 会館建設実行委員会                   | 18:30 | 法人会事務局        |
|       | 玉川税務懇話会                     | 15:30 | 玉川税務署         |
| 11(木) | 法人会税制要望全国大会                 |       | 北海道・釧路        |
|       | 社会貢献委員会                     | 18:30 | 法人会事務局        |
| 14(日) | ★第8支部世田谷市場まつり               | 10:00 |               |
| 16(火) | 東日本大震災被災地八王子法人交流チャリティゴルフコンパ | 12:00 | 八王子CC         |
| 17(水) | ★新設法人説明会                    | 13:30 | 玉川税務署         |
| 19(金) | 福利厚生制度連絡協議会                 | 18:00 | 南国飯店          |
|       | たまでんボード原稿締切                 |       |               |
| 20(土) | せたがや未来博                     |       | 世田谷区役所        |
| 21(日) | せたがや未来博                     |       | 世田谷区役所        |
|       | 二子玉川祭礼交通整理                  | 10:00 | 246バイパス下      |
| 23(火) | 第3ブロック会長協議会                 | 17:00 | 大森東急イン        |
| 24(水) | 組織委員会                       | 18:30 | 法人会事務局        |
| 25(木) | 総務委員会                       | 18:30 | 玉川ボランティアビューロー |

9月・10月の行事予定は8月25日現在のものです

★印は一般の方も参加できる行事です

お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

### 目次

|                 |    |
|-----------------|----|
| 9月・10月の行事予定     | 1  |
| 玉川税務署 新署長ご挨拶    | 2  |
| 理事会・委員会・支部 活動報告 | 3  |
| 都税事務所からのお知らせ    | 10 |
| 掲示板             | 12 |

### お問い合わせ

発行人／公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎  
編集／公益社団法人玉川法人会 広報委員会  
事務局●東京都世田谷区玉川2丁目1番15号  
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992  
<http://www.tamagawa.or.jp/index.htm>  
E-mail: tamagawa@blue.ocn.ne.jp

## 着任のご挨拶

玉川税務署長 金三津 小志郎

この度の人事異動で木更津税務署から転任してまいりました金三津でございます。前任の梶野同様、よろしくお願いいたします。

阿部会長をはじめ玉川法人会の役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政全般にわたり深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

玉川法人会は、昭和25年の創設以来、半世紀以上にわたって、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図るため、正しい税知識の普及や啓発活動に熱心に取り組まれ、企業経営と地域社会の健全な発展に貢献されてこられました。

そして、昨年度は、「公益社団法人」となり、役員の皆様を中心に、公益比率に配慮しつつ、様々な事業活動を行っていただいているところでございます。

玉川法人会の皆様の活動は、税務行政の円滑な運営にとって欠くことのできない大きな役割を果たすものであり、深く感謝申し上げますとともに、改めて敬意を表します。

また、電子申告・納税システム、いわゆるe-Taxにつきましては、昨年度から新たに設置されました「e-Tax推進委員会」を中心に、各支部の皆様が地域に密着した活動を通じて、e-Taxの普及拡大に精力的に取り組んでいただきました。

管内の納税者の利用率は順調に拡大してお

りますが、これも皆様に行っていただいた様々な普及活動のおかげだと考えております。

私どもといた

しましては、納税者の利便性の向上、そして行政運営の効率化の観点からも、不変的な本質を忘れない中にも、新しく変化を重ねているものを取り入れていく「不易流行」の意をもって、e-Taxの普及拡大をはじめとした様々な課題に取り組んでいくとともに、これまで、長年にわたり培ってまいりました玉川法人会の皆様との信頼関係を大切にして、緊密な協調関係を推進してまいりたいと考えております。

玉川法人会におかれましても、社会・経済状況が大きく変化する中で、公益社団法人としての様々な課題に取り組まれているところでございますが、税務行政への一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人玉川法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心からご祈念申し上げます。1年間どうぞよろしくお願いいたします。







だいぶん出来てきました

二子小の防災訓練に参加となった。

当日は直前まで雨という生憎の天気だったが、約束の時間前には小学校に到着。しかし、門に門が掛かっているんですけど！とはいえ消防車とかが校庭に入っており訓練をやっていることは間違いない様子。インターホンで来意を告げると「開けてお入り下さい」とのこと。こういうご時世ゆえ不審者対策も仕方ないとは思いますが、学校が閉鎖的に見えるというのはなんだかな。

とりあえず受付を済まし、まずは体育館の様子を窺う。まあ、去年に続いてのことなので気分的には楽なもの。体育館には既に他のお手伝いの方々が集まっており、これからダンボールの仕切りを設営しようというところだった。今年は取材メインでと言われていたが訓練はまだ本格的に始まっていないので、まずは設営のお手伝いをするにすることにする。

というわけでダンボールを箱から出すところから始めてセットアップを体験してみた訳だが。えー、この品物なんだけど、元設計屋としては突っ込みどころが満載で…。構造的な話は置いておくとしても、せめて説明書の絵と現物の形が違うのは是正してくれないかな。訓練では経験者が音頭を取るので問題はないが、実際の非常時に経験の無い人が使おうとした時に困るでしょうに。まあ、それを含めて訓練だと考えればそれまでかもしれないけどさ。などと、ちょっと職業病的なことを考えながらで



煙の充満した部屋へ入ります

はあったがそんなことは実作業には全く関係なく（笑）、お手伝いの皆さんの働きにより割とスムーズに仕切りが形になっていった。

設営をやっているうちに本来の訓

練が始まっていたので、そちらの取材も始めることにする。とはいえ、さてどうしたものか。去年も訓練に参加しているので、同じことをしてもレポートにしづらい。何か去年と違うことはないかと思っていたら、会場の見取り図が置いてあるのに気づいた。おお、これは有難い。えー、どれどれ。それによると去年やってなくて今年やっている訓練は「消火器操作」と「煙中テント」がある。去年同様行う訓練は「AED」「応急救護」「通報」。他に今年は「起震車」が予定されていたようだが雨で中止らしい。これは見てみたかった、残念だ。ーじゃあ、消火器と煙をメインに見てきますかねと。

まずは煙中テントを体験すべくランチルームに移動。雨のために場所が校庭から変更されたらしい。名前からして本当は仮設の模擬部屋でやるのかもしれないが、今日は本当の部屋に煙（模擬の煙）を充満させているのである意味リアルである。訓練としてはこっちの方がいいのでは？などと思いつつ、説明を聞く。訓練としては「煙を吸わないように口元を覆い、姿勢を低くして、部屋を壁づたいに一周してくる」というもの。話を聞く分には単純である。ところが、いざ部屋に入ってみると本当に視界が効かない。今は模擬煙だから呼吸も支障ないが、もし本当の煙に巻かれたら冷静に行動できるかどうかわからんなあと考えた位である。以外なことにこの訓練、見た目は地味だが経験する価値は大であったと思えた。

消火器の訓練であるが、これは「模擬消火器（中身は水）を操作して火元に見立てた三角コーナーに向けて噴射する」という内容。

こちらも本当は校庭でやる予定を雨の為に体育館脇に変更したようで、そのせいもちよと手狭だったのだが子供たちには関係なく、大はしゃぎである。見ていると、意外と皆が臆することなく挑戦したがっているようなのだが、消火器の



煙のせいで視界が1mもありません



目標に向かって消火器を噴射！

準備に時間がかかるため（水と一緒にコンプレッサーで圧搾空気を充填するのだが、機械が足りていない）一部の子供にしか体験させてやれないのだ。ちょっと可哀想な気もしたが仕方ないところである。ということで、一応大人の自分は子供たちに譲って体験するのは諦めた。決して子供に混じって「やりたい！」と叫ぶ度胸がなかったという訳ではない。

今回の訓練では、前回に比べて保護者の方が多く参加しているように見受けられ、こういう訓練としては大変好ましい傾向ではないかと思われた。親子が一緒に参加し、親ができるところを見せてやり子がそれを真似る、というのが教育訓練としては効果的であろうから、もっと大人も積極的に参加できれば良いのだが、まあ設備や規模の問題もあるので難しいところかもしれない。定期的にこのような行事が行われているだけでも十分有難いことなのだろう、と思えた。開催に関わった関係者の皆様—消防、自警団、学校関係者、お手伝いの方々他—には、頭が下がる思いでした。お疲れ様でした。

—ということだそうです。「俺が雨男って訳じゃないよ」とは本人の弁ですが、天気が悪く一部の訓練が中止だったとはいえ、防災訓練自体は無事開催され何よりでした。

皆様、大変お疲れ様でした。

(第6支部広報委員 片桐博子・片桐 要)

.....

### 玉川町会 盆踊り大会

日時 7月27日(金)、28日(土) 18:00~21:00  
 毎年おなじみとなった盆踊り大会のお手伝いですが、今年も世田谷信用金庫玉川支店さんから多数の踊り手が参加して頂き、男性陣7名と女性陣4名の大所帯がそれぞれお揃いの浴衣に身を包み、櫓の上で華やかに踊りを披露して下さいました。実は事前に木本支店長から「玉川町会会館で練習しますから見に来て下さい」とのお誘いを頂いたので、7月18日に新しくなった玉川町会会館（パーズモール2F）に見学しに行ったところ、町内婦人部のお世話係の人や一般の女性達と一緒に、支店長を先頭に盆踊りの練

習に没頭されていました。

このような所を見ると、盆踊り大会などの行事は見えないところで多くの方々に支えられているという事をととてもよく実感できます。お忙しい中で準備の段階からご尽力頂いた皆様、どうもありがとうございました。そして、大変お疲れ様でした。

さて今年のチャリティー風船は、昨年のがス欠に懲りたのでポンペを1本多く用意して始めました。今年は色が豊富になっており、糸の部分も改良されて作業がやり易くなっていました。風船も進化しているのでしょうか。お手伝い頂いた多摩精器工業の笈川氏の手際が良く、



踊って下さった世田信さんの綺麗どころとイケメンさん



チャリティー風船係の6支部の皆さん

思わぬ隠し芸(?)にびっくりです。ガスの漏れもほとんど無く、簡単なガスの充填にもコツがあるようで感心してしまいました。

会場で作業をしていると2~3歳位の子供達の好奇心に満ちた眼差しを受けたり、去年ちょっと印象に残った子を見かけて「エエッ、1年でこんなに大きくなるんだ」と驚いたり、行事へ

の参加はいろいろと良い刺激になるものだと感じました。

今年のチャリティー募金額は64,195円になりました。去年と同じく大震災の被災地へ寄付させていただきます。ご協力頂いた方に厚く御礼申し上げます。(第6支部広報委員 片桐博子)



## 第7支部

### 盆踊り

7月28日(土)、29日(日)の両日、瀬田小学校校庭で瀬田商工会主催による納涼盆踊り大会が行われ、第7支部が共催しました。

今年も天候に恵まれ、涼を求めて小さいお子様を連れてご家族を中心に、近隣から沢山の方がいらっしゃいました。校庭には、商工会・町会、瀬田小同窓会など、瀬田地域の各団体が模擬店を並べ、第7支部ではチャリティー風船とポップコーンを販売しました。

(第7支部広報委員 大塚繁夫)



## 第8支部



8月3日(金)、JA 鎌田支店2階会議室にて、税務研修会を開催しました。第1部は、玉川税務署藤田上席より最近の税制改正につき講演をいただき、第2部は、第一生命保険株

洪谷総合支社次長の岩崎様より、「法人税減税に伴う生命保険活用の傾向と対策」のテーマで講演をいただきました。多方面からのご出席をいただき、鈴木6支部支部長、10支部会員



の方ありがとうございました。

講演会、懇談会共とても充実した研修会となりました。

次回は11月8日第6支部との合同税務研修会を開催致しますので、重ねて参加下さいますようお願い申し上げます。

(第8支部支部長 上平 亮)



## 第9・10支部 合同

### 地域貢献事業 サマーステージ24

日時 7月25日(水) 17:00~21:30

7月26日(木) 17:00~21:00

### サマーステージ反省会

日時 8月22日(水) 18:00~21:00

場所 フィールドエコ2F

暑い夏を体感できる恒例、地域貢献イベント「用賀に夏が来た、サマーステージ24」が今年も子供達の夏休みに合わせ、7月25、26日の2日間、賑やかに開催されました。用賀商店街振興組合が主催する夏祭りや地域町会やPTA、商店街の女性部、青年部、若獅子会、そして法人会からは第9、第10支部合同で毎年参加をしています。

今回も前回同様、e-Taxの普及を更に推進させる為、それら関連資料の配布を目的とした「公益事業」と位置づけ企画を進めてきました。税金アンケートに記入して頂いた方々に、もれなくe-Taxの風船を差し上げるというもので、9、10支部合同で風船のポンベは4本頂ける様でしたがそんなに風船数を準備していないので、ヘリウムガスポンベ2本を若山副会長よりご提供いただき、藤井第10支部副支部長の提供分を含めて結果的に3本で対応しました。風船の数は

当初2日間で400個用意しましたが、第1日目で殆ど配布してしまい、第2日目の分は50~100個以下しか残りがなくなり、急遽、松村事務局長へ追加発注し、400個程、更に頂きました。第2日目は、反対に風船が100個程余りましたがヘリウムガスが無くなり最後は子供が取りに来て断る始末。反省会ではもう少し計画的に行うことも話し合われ、来年は1000個を配布したいと佐藤10支部長の報告もありました。税務署より頂いた300枚のe-Taxパンフレット、税金アンケートと風船配布については、城南信用金庫用賀支店と、事務センターから「地域のためにお役に立ちたい」と10数名の方々が参加され、応援して頂きました。子供たちに風船は大好評で、会場はあちこちに浮遊する色とりどりの「イータ君風船」で埋め尽くされました。時々手から離れて空に上がってしまう風船もあり、再度、「風船を下さい」と子供達よりの要求もありました。

他にも縁日等の事業を行い最終的にはその収益を事務局を通して、東日本大震災の被災地の寄付に回しました。

サマーステージの反省会是用賀駅前の第9支部阿部副支部長のご好意で、会社の会議室を使



イータ君風船



反省会で報告をする佐藤10支部長(左)と大鎌9支部長

わせていただきました。反省会では9支部大鎌支部長より事業の報告があり、来年に向けての細かい申し送り事項の確認がありました。特に参加する会員をどう増やしていくかを課題と

して、未加入法人も誘ってのイベントとして更に盛り上げていこうということになりました。

(第9支部広報委員 松山 仁)



10支部坂田氏、藤井10支部副支部長、9支部松矢氏、佐藤10支部長



松村事務局長、鈴木10支部副支部長、佐藤10支部長



大鎌9支部長、横島9支部副支部長



税金アンケートを記入する子供達

## 第11支部

### 話し方教室



11支部話し方研修会は平成24年8月7日18時～20時、会議室「ピラタス」で講師の村上さんを含み15名で実施しました。

今回は、おめでたい席での挨拶として、「結婚式のお祝いの挨拶」の研修をしました。挨拶は、通常3分程度ですが、今回は、1分以内で挨拶するという設定でした。

参加した方々は、みなさん上手にまとめられていましたが、村上講師のアドバイスを受け、挨拶の組み立て方を変更し、さらに上手な挨拶ができるようになりました。(アドバイスは公表しません) (第11支部支部長 中山豪夫)

## 青年部会

### 全体会議

日時 8月7日(火) 19:00～  
場所 玉川ボランティアビューロー  
出席者 15名  
議題 1. 納涼家族交流会 (8月18日18:00)

- 2. 和太鼓コンサート (9月2日開演16時)
- 3. せたがや未来博 (10月20、21日)
- 4. 東法連青連協全体会議 (9月4日16:30)
- 5. その他



## 女性部会

### 健康増進研修会

平成24年7月5日(休)午後2時から玉川区民会館集会室に於いて、健康増進研修会最後の回を開催致しました。5月・6月・7月と3ヶ月に渡り月に1度の研修会ではありましたが、多数のご参加をいただき終了することが出来ました。講師は中尾和子先生、先生いわく皆さんは頑張りすぎて体が緊張しすぎているといわれました。体をやさしく動かし健康を保つことを目的としたボウルを使ったエクササイズ3回、何処でもできる美しい姿勢と呼吸法、ほんの少し意識を向けるだけで身体感覚が磨かれ自分が変わります。

参加者も30才代～70才代と巾の広い年齢層…でも自分は何才なのか忘れてしまうほどの瞬間の2時間が過ぎました。

こりや痛みからの解放されることはそう簡単ではありませんが、もし自分の力ですみやかに



緊張を消し去る事が出来れば毎日を心地よく過ごせます。

この体験を通して参加者の多くの人達が来年も是非との声があり、実現出来る事を祈りつつ、この企画にあたり先生との交渉にお力添え頂いた廣部様ありがとうございました。

ご参加いただいた皆様に感謝とお礼を申し上げます。  
(女性部会長 星谷悦子)

### 役員会

日時 8月10日(金) 10:30～12:00  
場所 法人会事務局 会議室  
出席者 5名

- 議題
1. 幹事会進行
  2. バス研修会
  3. その他

### 幹事会

日時 8月10日(金) 13:30～15:00  
場所 玉川税務署 3F  
出席者 57名

第1部は、税務署新幹部との顔合わせ、金三津小志郎署長さんの挨拶から始まりました。

私の印象は、ちょっと粋でダンディ、女性部会と言うことでピンクのワイシャツを着てくださいました。とてもおしゃれな署長さん。高田哲好(のりよし)副署長さん、法人課税第1部門統括官、何と数少ない女性で低音の魅力の永田恵子統括官です。「同性」!!! 税務署が近くに感じられるのは私だけでしょう



か?そして頼りの藤田滋之上席さんと法人会からは坂東副会長に出席頂き有難うございました。第2部では幹事会を10月5日(金)の日光東照宮日帰りバス研修会のお知らせ、11月12日(月)税を考える講演会のお知らせと出席のお願い、各支部、部会の案内を討議しました。暑い中52名の幹事さんに出席頂き、有難う御座います。お疲れ様でした。(女性部会広報委員 安永きみ子)



—都税についてのお知らせ—

昨年度に引き続き、平成24年度も



# 小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します

23区内

**減免対象** 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分  
ただし、個人又は資本金等の額が1億円以下の法人が所有するものに限ります。

**減免割合** 固定資産税・都市計画税の税額の2割

**減免手続** 減免を受けるためには、申請が必要です。  
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、7月下旬に「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしております。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所  
(世田谷都税事務所 03-3413-7111)

—都税についてのお知らせ—

## 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅 に係る固定資産税・都市計画税を減免します (23区内)

＜耐震化のための建替え＞

**減免対象**

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成27年12月31日までの間に、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

**減免の期間と額**

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

**申請期限**

新築した年の翌々年の2月末

＜耐震化のための改修＞

**減免対象**

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成27年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したものの

**減免の期間と額**

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

**申請期限**

改修工事完了後3ヶ月以内

—都税についてのお知らせ—

**不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について**

平成21年6月4日から平成26年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合、新築住宅にかかる不動産取得税についての特例控除額\*1が増額され、1,300万円となります。

※1 認定長期優良住宅以外の特例適用住宅を取得した場合の控除額は、1,200万円です。

**特例の対象となる住宅 \*長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります**

- ① 平成21年6月4日から平成26年3月31日までの間に取得した住宅であること（認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。）
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下）

**【税額の算出方法】**

住宅の価格\*2 - 1,300万円 = 課税標準額

課税標準額 ×  $\frac{3}{100}$  (税率) = 税額

※2 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所に申告してください。

【お問い合わせ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当係  
(世田谷都税事務所 03-3413-7111)

**法人会とは**

●よき経営者をめざすものの団体それが法人会です。

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する組織、それが法人会です。

法人会は現在、全国に105万社、東京都内に49の単位数、19万社の会員企業を擁する団体として大きく発展しています。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研さんを支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

●法人会は企業の間から自主的に誕生した団体です。

1947年（昭和22年）4月、わが国の税制はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度へと移行し、法人税も新しい制度へ生まれ変わりました。しかし当時の社会経済状況は極めて悪く、経営者が難解な税法を理解して自主的に税金を申告できるかどうか、危ぶまれていました。

このため、納税者が自ら申告納税するには、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じてきました。法人会は、このようにして企業の間から自発的に生まれてきた団体です。

**法人会事務局よりお願い**

代表者名、所在地、電話番号等の変更がありましたら法人会事務局までお知らせ下さい

事務局 TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

E-mail : tamagawa@blue.ocn.ne.jp

**電力の需給逼迫の影響は首都圏に及ぶことから、  
東京都は、9都県市や関東知事会とも連携して取り組みます。  
節電・省エネの実施に関する、都民、首都圏の皆さんへの協力のお願い  
(節電対策メニュー例)**

**事業所において**

- (1) 全体  
「不要な機器の電源オフ」の徹底（プラグをコンセントから抜くなど）
- (2) O A機器  
パソコンの不要時、離席時の電源オフ  
パソコン等、O A機器の省エネモード設定
- (3) 照明  
昼休み等や不用時の照明・空調の停止  
共用部照明の間引き  
ネオンサインや看板の消灯  
窓際での自然光利用による照明の消灯  
営業前後の不要照明の消灯  
バックヤードのこまめな消灯
- (4) 空調  
室内温湿度の適正化（外気の適正利用）  
空調の就業前の短縮や早目の空調停止  
厨房等の過度な換気の適正化・駐車場換気の不要時の停止  
空調・換気フィルターの清掃
- (5) その他  
便座ヒーター等の停止  
自動販売機の照明停止  
節水の徹底  
冷凍ショーケースのナイトカバー利用 など

**家庭において**

- (1) 全体  
不要な照明の消灯など、 unnecessary 電気の使用を止める。  
エアコンやテレビ、パソコンなどの家電製品を、「省エネモード設定」にする。  
エアコンやテレビ、パソコンなどの家電製品の未使用時には、プラグをコンセントから抜く。
- (2) エアコン  
着衣等を工夫し、エアコン等の設定温度を緩和する
- (3) 冷蔵庫  
季節に合わせて「設定温度」を調節する。  
ものを詰め込みすぎない。
- (4) 照明  
白熱電球を、電球型蛍光灯やLED電球に交換する。
- (5) その他の電気製品  
電気ポット：長時間の保温はやめる。
- (6) 購入時の取組  
「省エネラベル」を参考に、省エネ性能の高いものを選択する。

上記は、東京都環境局ホームページ (<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>) でご覧になれます。

**納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。**

|                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| 24年9月分の源泉所得税の納付期限           | 24年10月10日(水) |
| 24年7月決算法人の確定申告期限・納付期限       | 24年10月1日(月)  |
| 25年1月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限 | 24年10月1日(月)  |
| 消費税の中間申告期限・納付期限             | 24年10月1日(月)  |

24年10月決算法人の第3四半期分、25年1月決算法人の半期分・第2四半期分、25年4月決算法人の第1四半期分

**消費税の  
期限内納付を  
お願いいたします。**